

コクサイ - MUGCTラスト -
単位型 dbX-ウイントン・
パフォーマンス連動ファンド1110(豪ドル建)

ケイマン諸島籍契約型外国投資信託 / 単位型

償還運用報告書
(全体版)

作成対象期間
第7期

(自 2017年11月1日
至 2018年10月31日(償還日))

管理会社

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、コクサイーMUGCトラストー単位型dbXーウイントン・パフォーマンス連動ファンド1110（豪ドル建）（以下「サブ・ファンド」といいます。）は、2018年10月31日（償還日）に終了しました。ここに、最終計算期間である第7期（以下「当期」ということがあります。）および設定以来の運用状況をご報告申し上げます。

ご愛顧を賜り、誠にありがとうございました。

サブ・ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／単位型
信託期間	サブ・ファンドは、2011年10月5日に運用を開始し、2018年10月31日（償還日）に終了しました。
運用方針	サブ・ファンドの投資目的は、2018年10月9日（以下「本債券満期日」といいます。）において発行価格の104.2%を確保しつつ、受益者に対して、参照指数であるボラティリティ・コントロール指数（以下「参照指数」といいます。） ^(注) のパフォーマンスに連動するリターンを提供することにより、サブ・ファンドの資産の中長期的成長を目指すことでした。 (注) 参照指数は、ボラティリティ調整の仕組みを有しつつ、ウイントン・キャピタル・マネジメント・リミテッド（Winton Capital Management Limited）（以下「ウイントン社」といいます。）が投資助言会社を務めるdbXーCTA5ファンド（以下「原ファンド」といいます。）のパフォーマンスを反映して価格が決定される想定上の口座です。
主要投資対象	ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ（以下「本債券発行会社」といいます。）により発行される信託債券（以下「パフォーマンス・リンク債」といいます。）
サブ・ファンドの運用方法	サブ・ファンドは、投資目的を達成するために、その資産の実質的にすべてをパフォーマンス・リンク債に投資しました。
主な投資制限	① 空売りされる証券の総額は、サブ・ファンドの純資産価額を超えてはなりません。 ② 原則として、残存借入総額がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、借入れは禁止されます。 ③ 原則として、サブ・ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産等の直ちに換金できない流動性に欠ける資産にサブ・ファンドの純資産価額の15%を超えて投資を行いません。 ④ 投資対象の購入、投資および追加の結果、サブ・ファンドの資産額の50%を超えて、金融商品取引法第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産を構成する場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行いません。
分配方針	サブ・ファンドについて、分配は行われませんでした。

I. 運用の経過等

(1) 第6期までの運用の経過

■第1期（2011年10月5日から2012年10月31日まで）

市場動向

2011年10月5日から第1期末においては、欧州債務懸念などの影響で一時的に投資家のリスク回避姿勢が強まる局面があったものの、米国を中心に良好な企業業績を背景として株式市場は概ね堅調に推移しました。また、債券市場では米国における景気回復観測から一時的に利回りは上昇しましたが、米連邦準備理事会（FRB）が量的緩和の拡大、長期化を行ったこと等もあり、利回りは低下傾向となりました。

2011年10月から同年末にかけては、ギリシャの債務問題やイタリアでの政局不安もあり、ややリスク回避姿勢が強まり、株式をはじめとしたリスク資産には売り圧力が掛かりました。その後、欧州中央銀行（ECB）が3年物の長期資金供給を実施したことや、ユーロ圏財務相会合においてギリシャに対する二次支援に向けて合意が成立したこと等から欧州の債務懸念は徐々に後退し、株式市場は上昇しました。米国債券市場に関しては、2012年3月にかけて、同国の景気回復期待を背景として、FRBが早期に量的緩和政策の規模を縮小するとの見方が一部に広がり、売り圧力が掛かりました。その後、スペインの銀行で金融不安が高まったことや、ギリシャ、フランスで反財政再建派の政党が躍進したことで政局不安が高まったことから、株式市場が売られる一方、再度安全資産として債券は買い戻されました。また、FRBが量的緩和政策の継続を発表したことも債券市場を下支えました。6月末にはスペインの銀行救済策がまとまり、ECBが南欧諸国の国債を買い付けることを決定したことなどから、欧州債務懸念は後退し、欧州を中心に株式市場が反発し、米国では雇用環境や住宅市況などの回復がみられたことから、債券利回りには上昇圧力がかかりました。

投資先ファンドの運用状況

サブ・ファンドでは、当報告期間において、ドイチュ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイにより発行されるパフォーマンス・リンク債への組入れを高位に保ちました。同債券の満期日において豪ドル発行価格の104.2%を確保したうえ、ウイントン社が投資助言する「dbX-CTA5ファンド」（原ファンド）のリターンを反映した収益の確保を目指しました。原ファンドに関しては、ウイントン社の旗艦ファンドであるウイントン・フューチャーズ・ファンドと同様の運用プログラムに基づくウイントン社の投資助言に従って運用されています。

原ファンドにおいては、2012年4月から6月にかけてのリスク回避局面で株式のロングポジションがマイナスに寄与した他、2012年8月～10月にかけてのユーロ上昇局面でユーロのショートポジションがパフォーマンスに対してマイナス寄与となりました。一方、短期金利や債券運用に関しては金利低下を背景に安定した収益を獲得することが出来ました。

■第2期（2012年11月1日から2013年10月31日まで）

市場動向

2012年11月1日から第2期末においては、米連邦準備理事会（FRB）の金融政策に対する不透明感から一時的に軟調となる局面があったものの、米国を中心としたグローバル景気回復基調や良好な企業業績を背景として、株式市場は概ね堅調となりました。一方債券市場は、米国における量的金融緩和政策の縮小観測を背景に、2013年5月以降は債券利回りの上昇傾向が強まりました。

2012年末にかけて、米国における「財政の崖」問題などを背景にややリスク回避姿勢が強まる局面があったものの、雇用統計をはじめ良好な経済指標を背景として、株式は堅調な滑り出しとなりました。欧州中央銀行（ECB）が0.25%の利下げに踏み切ったこともプラスに寄与しました。2013年5月以降

は、F R Bが量的金融緩和縮小の開始を市場予想よりも早期に行うとの見方が強まったことから、一時的に株式市場は軟調となりました。ただし、米国企業を中心に良好な企業業績が好感され、徐々に買い戻される展開となりました。

米国債券市場に関しては、2013年に入ると、良好な経済指標を背景として、利回りにはやや上昇圧力が掛かりました。その後、F R Bの出口戦略に対する不透明感の強まりを背景として、債券利回りは大幅に上昇しました。当期末にかけて、米国の金融政策に対する警戒感がやや後退したことから債券利回りは低下傾向となったものの、当期間を通してみると、利回りは大幅に上昇しました。欧州では、イタリアでの総選挙の結果を受けた政治的な不透明感の強まりや、キプロスの債務問題などの悪材料はあったものの、E C Bによる追加金融緩和もあり、欧州周辺国の債券利回りは低下基調となりました。ドイツ等の債券利回りは、米国と同様に上昇傾向となりました。

投資先ファンドの運用状況

サブ・ファンドでは、当報告期間において、ドイチュ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイにより発行されるパフォーマンス・リンク債への組入れを高位に保ちました。同債券の満期日において豪ドル発行価格の104.2%を確保したうえ、ウイントン社が投資助言する「d b X - C T A 5ファンド」（原ファンド）のリターンを反映した収益の確保を目指しました。原ファンドに関しては、ウイントン社の旗艦ファンドであるウイントン・フューチャーズ・ファンドと同様の運用プログラムに基づくウイントン社の投資助言に従って運用されています。

原ファンドにおいては、2012年11月から2013年5月にかけて、株式指数先物のロングポジションがプラスに寄与した他、米ドル高・円安局面における円ショートポジションもパフォーマンスに対してプラスに寄与しました。一方、2013年5月以降の米国を中心とした金利上昇局面で債券セクターや一部新興国通貨のロングポジションがマイナス要因となりました。

■ 第3期（2013年11月1日から2014年10月31日まで）

市場動向

2013年11月1日から第3期末においては、米国や日本、欧州の中央銀行が緩和政策を継続したことなどを背景に、世界株式市場と世界債券市場は底堅く推移しました。一方、原油価格は供給過剰に対する懸念から、2014年7月以降下落しました。

2014年1月は、ウクライナやトルコなどの政情不安の強まりなどを受けて、一時的にリスク資産が売られる展開となったものの、その後米連邦準備理事会（F R B）は金利上昇懸念に配慮しながら金融緩和の縮小を進めるとの見方が強まったことから米国の長期金利が低下し、株式市場も上昇しました。

5月には、欧州中央銀行による追加緩和観測が高まったことからユーロは米ドルに対して下落し、欧州の株式や債券が買われ、米国の株式も堅調となりました。イラク情勢への懸念から原油価格も上昇しました。

9月の米連邦公開市場委員会（F O M C）を受けて米国の金利先高観測が一時的に高まったものの、欧州景気への懸念や原油価格の下落などを受けて金利は再び低下し、米国株式は堅調となりました。2014年10月末の日本銀行による追加緩和を受けて為替が円安・ドル高となり、日本株も上昇しました。債券利回りは抑制される動きが続いた中、デフレ脱却に向けた追加政策実施に対する観測が高まった欧州では、利回りがさらに低下しました。

投資先ファンドの運用状況

サブ・ファンドでは、当報告期間において、ドイチュ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイにより発行されるパフォーマンス・リンク債への組入れを高位に保ちました。同債券の満期日において豪ドル発行価格の104.2%を確保したうえ、ウイントン社が投資助言する「d b X - C T A 5ファンド」（原ファンド）のリターンを反映した収益の確保を目指しました。原ファンドに関しては、ウイントン社の旗艦ファンドであるウイントン・フューチャーズ・ファンドと同様の運用プログラムに基づくウイントン

ン社の投資助言に従って運用されています。

原ファンドにおいては、世界的な金利低下から債券セクターや短期金利セクターがプラスに寄与した他、株式指数セクターや通貨セクターなどもプラスに寄与しました。一方、農産物セクターや貴金属セクターなどがマイナス要因となりました。

■第4期（2014年11月1日から2015年10月31日まで）

1口当たり純資産価格の主な変動要因

原ファンドにおいては、原油価格の下落や世界的な金利低下などからエネルギー・セクターや短期金利セクター、債券セクターがプラスに寄与した他、通貨セクターなどもプラスに寄与しました。一方、株式指数セクターや農産物セクターはマイナスに作用しました。

投資環境について

世界の株式市場は欧州中央銀行（以下「ECB」といいます。）の量的金融緩和政策などから2015年の前半は堅調だったものの、中国株の下落や中国の経済成長の鈍化に対する懸念などから8月に大きく下落し、その後10月末にかけて反発しました。その結果、当期を通じてみると株式市場はほぼ横ばいとなりました。

債券市場では、ECBの量的金融緩和政策などから欧州の金利は全般に低下しました。米国の長期金利は2015年の前半に上昇し、その後低下しました。

原油市場は2014年に大きく下落しました。2015年の前半は上昇する局面もあったものの、需給関係の悪化などをを受けて7月から8月半ばに再び下落しました。8月末に反発したもののその後再び下落し、当期を通じて下落しました。

米ドルは、対ユーロ、対円ともに上昇しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドでは、第4期において、本債券発行会社により発行されるパフォーマンス・リンク債への組入れを高位に保ちました。本債券満期日において豪ドル建発行価格の104.2%を確保しつつ、ウィントン社が投資助言する原ファンドのリターンを反映した収益の確保を目指しました。原ファンドに関しては、ウィントン社の旗艦ファンドであるウィントン・フューチャーズ・ファンドと同様の運用プログラムに基づくウィントン社の投資助言に従って運用されています。

■第5期（2015年11月1日から2016年10月31日まで）

1口当たり純資産価格の主な変動要因

原ファンドにおいては、米ドルの下落や世界的な金利低下などから通貨セクターや債券セクターなどがプラスに寄与しました。一方、株式指数セクターや貴金属セクターなどはマイナスに作用しました。

投資環境について

世界経済に対する懸念などを背景に、世界の株式市場は期初から2016年2月にかけて下落しました。その後、英国の欧州連合（EU）離脱を問う国民投票の結果を受けて一時的に下落する局面などもあったものの、中国経済に対する懸念の後退や原油価格の上昇などから世界の株式市場は回復しました。

債券市場では、当期の前半は日本のマイナス金利導入や欧州中央銀行の追加金融緩和政策などを受けて先進国の長期金利は低下しました。2016年7月以降は、米連邦準備制度理事会による利上げ予想などから、米国の長期金利がやや上昇しました。

原油市場は、2016年2月にかけて下落しましたが、その後、需給関係の改善期待などをを受けて上昇しました。

円は、対米国ドル、対豪ドルともに上昇しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドでは、第5期において、本債券発行会社により発行されるパフォーマンス・リンク債

への組入れを高位に保ちました。本債券満期日において豪ドル建発行価格の104.2%を確保しつつ、ウイントン社が投資助言する原ファンドのリターンを反映した収益の確保を目指しました。原ファンドに関しては、ウイントン社の旗艦ファンドであるウイントン・フューチャーズ・ファンドと同様の運用プログラムに基づくウイントン社の投資助言に従って運用されています。

■ 第6期（2016年11月1日から2017年10月31日まで）

1 口当たり純資産価格の主な変動要因

原ファンドにおいては、株式指数セクターや農産物セクターなどがプラスに寄与しました。一方、エネルギー・セクターや通貨セクターなどはマイナスに作用しました。

投資環境について

世界の株式市場は上昇しました。米国の株式市場は、好調な企業業績などから株価が上昇しました。欧州ではフランス大統領選挙の結果を受けて政治的混乱の懸念が後退したことなどが好感され上昇しました。日本の株式市場は好調な企業業績に加えて、安倍政権の基盤強化への期待などから上昇しました。新興国株式市場も景気拡大などを受けて上昇しました。

債券市場では、米連邦準備制度理事会（FRB）が利上げを行い、米国の長期金利は上昇しました。欧州や日本でも長期金利は上昇しました。

原油価格は、需給悪化懸念などをを受けて下落する局面もあったものの、石油輸出国機構（OPEC）の減産延長による需給改善期待などから上昇しました。金価格は、下落しました。

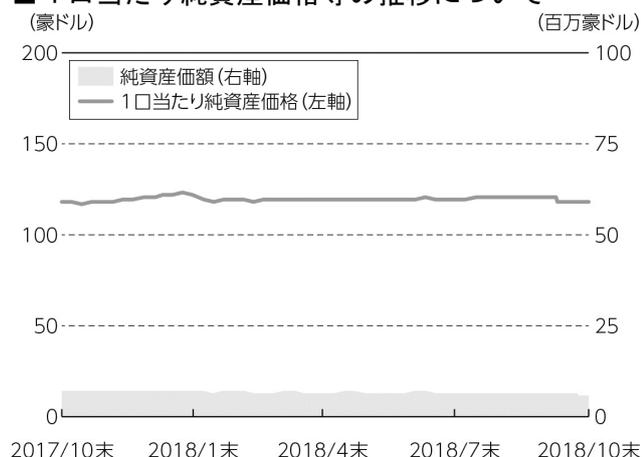
為替市場では、米ドルは対円で上昇しましたが、対ユーロでは下落しました。

ポートフォリオについて

サブ・ファンドでは、第6期において、ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ（以下「本債券発行会社」といいます。）により発行されるパフォーマンス・リンク債への組入れを高位に保ちました。本債券満期日において豪ドル建発行価格の104.2%を確保しつつ、ウイントン社が投資助言する原ファンドのリターンを反映した収益の確保を目指しました。原ファンドに関しては、ウイントン社の旗艦ファンドであるウイントン・ファンド（旧ウイントン・フューチャーズ・ファンド）と同様の運用プログラムに基づくウイントン社の投資助言に従って運用されています。

(2) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



第6期末の1口当たり純資産価格：	117.68豪ドル
第7期末の1口当たり純資産価格：	118.66豪ドル
第7期中の1口当たり分配金合計額：	該当事項はありません。
騰落率：	0.83%

(注1) 1口当たり純資産価格は、財務書類における数値を記載しており、取引日（評価日）付で公表されている1口当たり純資産価格の数値と一致しない場合があります。

(注2) 騰落率は、1口当たり純資産価格に基づき計算しています。

(注3) サブ・ファンドは分配を行わない方針であるため、課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を記載していません。以下同じです。

(注4) サブ・ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注5) サブ・ファンドにベンチマークは設定されていません。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

投資先ファンドにおいては、エネルギー・セクターや株式指数セクターなどがプラスに寄与しました。一方、通貨セクターや債券セクターなどはマイナスに作用しました。

■ 分配金について

該当事項はありません。

■ 投資環境について

世界の株式市場はまちまちな動きとなりました。米国の株式市場は、好調な企業業績などから株価が上昇しました。日本の株式市場も上昇しました。一方、欧州の株式市場は、イタリアの政情不安やトルコ情勢の緊迫化などから下落しました。新興国株式市場も米中の貿易摩擦への懸念などから下落しました。

債券市場では、米連邦準備制度理事会（FRB）による利上げに対する懸念などを受けて米国の長期金利は上昇しました。欧州や日本でも長期金利は上昇しました。

原油価格は、石油輸出国機構（OPEC）の増産規模が予想を下回ったことや米国の原油在庫の減少などから上昇しました。金価格は、下落しました。

為替市場では、米ドルは対円で下落しましたが、ユーロや豪ドルに対しては上昇しました。

■ポートフォリオについて

サブ・ファンドでは、当期において、ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ（以下「本債券発行会社」といいます。）により発行されるパフォーマンス・リンク債への組入れを高位に保ちました。本債券満期日において豪ドル建発行価格の104.2%を確保しつつ、ウイントン社が投資助言する原ファンドのリターンを反映した収益の確保を目指しました。原ファンドに関しては、ウイントン社の旗艦ファンドであるウイントン・ファンド（旧ウイントン・フューチャーズ・ファンド）と同様の運用プログラムに基づくウイントン社の投資助言に従って運用されました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在、有価証券等の組入れはなく、該当事項はありません。

■今後の運用方針

該当事項はありません。

(3) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理報酬 (副管理報酬を含みます。)	発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.04%	信託証書に定める管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。
投資顧問報酬	発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.14%	投資顧問契約に基づく投資顧問業務の対価として、投資顧問会社に支払われます。
受託報酬	発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.01% (最低年間10,000米ドル)	信託証書に基づく受託業務の対価として、受託会社に支払われます。
管理事務代行報酬	発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.06%	管理事務代行契約に基づく管理事務代行業務の対価として、管理事務代行会社に支払われます。
保管報酬	合意済の取引手数料の支払、適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受けます。	保管契約に基づくファンド資産の保管業務の対価として、保管会社に支払われます。
販売報酬	発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.35%	投資者からの申込みまたは買戻請求を管理会社に取り次ぐ等の業務の対価として、日本における販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.10%	受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を日本における販売会社に送付する等の業務の対価として、代行協会員に支払われます。
その他の費用 (当期)	1.96%	サブ・ファンドの設立および終了の費用、投資関連費用、運営費用(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)、およびその他すべての管理事務費用として支払われます。

(注1) 各報酬については、有価証券報告書に定められている料率または金額を記載しています。「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をサブ・ファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

(注2) 各項目の費用は、サブ・ファンドが組み入れているパフォーマンス・リンク債の費用を含みません。

Ⅱ. 直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記の各会計年度末および第7会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2012年10月末日)	61,387,006.12	4,847,118,003	93.55	7,387
第2会計年度末 (2013年10月末日)	22,559,638.06	1,781,309,021	98.99	7,816
第3会計年度末 (2014年10月末日)	13,944,931.06	1,101,091,756	108.02	8,529
第4会計年度末 (2015年10月末日)	11,335,071.42	895,017,239	115.08	9,087
第5会計年度末 (2016年10月末日)	8,496,381.15	670,874,256	116.71	9,215
第6会計年度末 (2017年10月末日)	6,743,315.14	532,452,163	117.68	9,292
第7会計年度末 (2018年10月末日)	5,980,497.96	472,220,119	118.66	9,369
2017年11月末日	6,782,511.86	535,547,136	118.37	9,346
12月末日	6,898,058.62	544,670,709	120.38	9,505
2018年1月末日	6,982,661.46	551,350,949	122.50	9,673
2月末日	6,781,592.39	535,474,535	119.60	9,444
3月末日	6,718,518.48	530,494,219	119.12	9,406
4月末日	6,704,379.10	529,377,774	119.51	9,437
5月末日	6,703,561.64	529,313,227	119.49	9,435
6月末日	6,712,972.16	530,056,282	119.66	9,448
7月末日	6,529,479.84	515,567,728	120.03	9,478
8月末日	6,505,254.73	513,654,913	120.25	9,495
9月末日	6,483,503.30	511,937,421	120.51	9,515
10月末日	5,980,497.96	472,220,119	118.66	9,369

(注1) サブ・ファンドの純資産価額および1口当たり純資産価格は取引日(評価日)に計算されます。したがって、上記の数値は、取引日(評価日)ベースの数値です。ただし、上記の各会計年度末の「純資産価額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、財務書類の数値を記載しており、公表されている純資産価額および1口当たり純資産価格の数値と異なる場合があります。

(注2) オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)の円貨換算は、便宜上、2019年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=78.96円)によります。以下、豪ドルの円貨表示は別段の記載がない限りこれによるものとします。

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売および買戻しの実績

下記の各会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,024,100 (1,024,100)	367,900 (367,900)	656,200 (656,200)
第2会計年度	0 (0)	428,300 (428,300)	227,900 (227,900)
第3会計年度	0 (0)	98,800 (98,800)	129,100 (129,100)
第4会計年度	0 (0)	30,600 (30,600)	98,500 (98,500)
第5会計年度	0 (0)	25,700 (25,700)	72,800 (72,800)
第6会計年度	0 (0)	15,500 (15,500)	57,300 (57,300)
第7会計年度	0 (0)	6,900 (6,900)	50,400 (50,400)

(注1) () の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数は、当初申込期間中に販売された販売口数を含みます。

Ⅲ. 純資産額計算書

(2018年10月末日現在)

I 資産総額	6,067,144.28豪ドル	479,061,712円
II 負債総額	86,646.32豪ドル	6,841,593円
III 純資産総額 (I - II)	5,980,497.96豪ドル	472,220,119円
IV 発行済口数	50,400口	
V 1口当たり純資産価格 (III / IV)	118.66豪ドル	9,369円

(注) 上記の表における各数値は、サブ・ファンドの財務書類に記載された数値であり、本書中の他の部分において記載されている数値またはその合計値と一致しない場合があります。詳細は、後記「IV. ファンドの経理状況 (2) 損益計算書 財務書類に対する注記」をご参照ください。

IV. ファンドの経理状況

- a. サブ・ファンドの最近会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英語）の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含む。）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. サブ・ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. サブ・ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2019年1月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=78.96円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

独立監査人の監査報告書

受託会社御中

意見

我々は、コクサイーMUGCトラストのサブ・ファンドである単位型 d b Xーウイントン・パフォーマンス連動ファンド1110（豪ドル建）（以下、「サブ・ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2018年10月31日現在の運用計算書および同日に終了する年度の純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報からなる注記の監査を行った。

我々の意見では、添付の当財務書類が、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、サブ・ファンドの2018年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度における財務実績を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の基礎

我々は、国際監査基準（ISA）に準拠して監査を行った。当該基準に基づく我々の責任は、当報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」で詳述する。我々は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規定（IESBA規定）およびケイマン諸島における我々の財務書類の監査に関連する倫理要件に従ってサブ・ファンドから独立しており、我々は、当該要件およびIESBA規定に従ってその他の倫理上の責任を果たした。我々は、我々が入手した監査証拠が、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

強調事項

我々は、2018年10月31日にサブ・ファンドが終了したことから、サブ・ファンドについて、財務書類作成に際して継続企業的前提が用いられていないことを記した財務書類の注記3につき注意を喚起する。当該事項は、我々の意見を変更するものではない。

その他の事項

サブ・ファンドはこれらの財務書類および我々の監査報告書を英語から日本語に翻訳する場合がある。我々は翻訳作業を通していかなる手続にも関与していない。財務書類および我々の監査報告書の英文と和文の間に齟齬が生じた場合には、英文が優先する。

財務書類に関する経営陣および財務書類のガバナンスの責任者の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて投資信託に適用ある一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した当財務書類の作成および適正な表示、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負っている。

財務書類の作成において、経営陣は、継続企業としてのサブ・ファンドの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）および継続企業的前提による会計処理の実施について責任を負う。ただし、経営陣がサブ・ファンドを清算またはその業務を停止する意図を有する場合、またはそれ以外の現実的な代替方法がない場合はこの限りではない。

ガバナンスの責任者は、サブ・ファンドの財務報告の過程を監督する責任を負う。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の目的は、不正によるか誤謬によるかを問わず、全体として財務書類に重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得て、我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確証は、高い水準の確証であるが、ISAに準拠して行われた監査が、存在するすべての重要な虚偽記載を常に発見することを確約するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体として、当財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISAに準拠した監査の一環として、我々は、監査を通じて職業的専門家としての判断を行使し、職業的専門家としての懐疑心を保持する。我々は、以下の事項も実施する。

- 不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽記載のリスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、我々の意見の基礎となるに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による当該リスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の言明または内部統制の無効化が伴うことがあるためである。
- 状況に照らして適切である監査手続を策定するため、監査に関する内部統制を理解する。ただし、これはサブ・ファンドの内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。
- 経営陣が採用した会計原則の適切性および経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性について評価する。
- 経営陣が継続企業的前提による会計処理を実施したことの適切性について、また、入手した監査証拠に基づき、ファンドの継続企業としての存続能力に重要な疑義を生じさせるような事由または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かについて結論を下す。我々は、重要な不確実性が存在すると結論に至った場合、我々の監査報告書において、財務書類の関連する開示を参照するよう促すか、または当該開示が不十分な場合は、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、我々の監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。
- 財務書類の全体的な表示、構成および内容（開示を含む。）ならびに財務書類が基礎となる取引および事由を適正に表示しているかを評価する。

我々は、ガバナンスの責任者と、特に、計画した監査の範囲およびその実施時期ならびに監査上の重要な発見事項（監査の過程で我々が識別した内部統制の重要な不備を含む。）に関して協議する。

ケーピーエムジー

2018年12月12日



KPMG
P.O. Box 493
Century Yard, Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of Performance of dbX – Winton Linked Fund Unit Type 1110 (AUD) (the "Sub-Trust"), a sub-trust of Kokusai – MUGC Trust, which comprises the statement of net assets as at October 31, 2018, the statements of operations, and changes in net assets for the year then ended and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Sub-Trust as at October 31, 2018, and their financial performance for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Sub-Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Emphasis of Matter

We draw attention to Note 3 of the financial statements, which describes that the going concern basis of preparing financial statements has not been used for the Sub-Trust due to the fact that the Sub-Trust terminated on October 31, 2018. Our opinion is not modified in respect of this matter.

KPMG, a Cayman Islands partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity.
Document classification: KPMG Confidential



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Other Matter

The Sub-Trust may translate these financial statements and our auditors' report from English to Japanese. We have not been engaged to perform any procedures over the translation. In the event of any inconsistencies between the English and the Japanese versions of the financial statements and our auditors' report, the English version shall prevail.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Sub-Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Sub-Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Sub-Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Sub-Trust's internal control.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Sub-Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'KPMG'.

December 12, 2018

(1) 貸借対照表

コクサイーMUGCトラストー
単位型 db Xーウィントン・パフォーマンス連動ファンド1110 (豪ドル建)
純資産計算書
2018年10月31日 (償還日) 現在
(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
資産		
銀行預金	6,067,144.28	479,062
	<u>6,067,144.28</u>	<u>479,062</u>
負債		
受益証券買戻未払金	(82,982.00)	(6,552)
その他の未払金	(3,664.32)	(289)
	<u>(86,646.32)</u>	<u>(6,842)</u>
純資産合計	5,980,497.96	472,220
発行済受益証券口数	50,400口	
受益証券1口当たり純資産価格	118.66	9,369円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

コクサイーMUGCトラストー
単位型 db Xーウィントン・パフォーマンス連動ファンド1110 (豪ドル建)
運用計算書
2018年10月31日 (償還日) に終了した年度
(豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
収益		
預金利息	4,513.68	356
仕組債利息	1,189,024.04	93,885
	1,193,537.72	94,242
費用		
管理事務代行報酬および保管報酬 (注5)	(3,330.71)	(263)
代行協会員報酬 (注6)	(5,548.86)	(438)
販売報酬 (注7)	(19,427.47)	(1,534)
投資顧問報酬 (注8)	(7,749.89)	(612)
管理報酬 (注9)	(1,110.03)	(88)
その他の費用	(88,505.85)	(6,988)
専門家報酬	(26,074.55)	(2,059)
副管理報酬 (注10)	(1,110.03)	(88)
副保管報酬	(2,878.37)	(227)
受託報酬 (注11)	(5,220.27)	(412)
	(160,956.03)	(12,709)
投資純利益	1,032,581.69	81,533
投資有価証券の売却にかかる実現純利益 (注13)	103,582.00	8,179
為替予約契約にかかる実現純損失 (注13)	(545.97)	(43)
その他の資産および負債の為替換算にかかる未実現純利益	53.66	4
当期実現純利益	103,089.69	8,140
以下にかかる未実現純損失の変動:		
投資有価証券 (注13)	(1,074,948.00)	(84,878)
為替予約契約 (注13)	(0.56)	(0)
	(1,074,948.56)	(84,878)
運用による純資産の純増加	60,722.82	4,795

*サブ・ファンドの償還に関する追加開示については注3をご参照ください。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

コクサイーMUGCトラストー
単位型 db Xーウィントン・パフォーマンス連動ファンド1110 (豪ドル建)
純資産変動計算書
 2018年10月31日 (償還日) に終了した年度
 (豪ドルで表示)

	豪ドル	千円
期首現在純資産	6,743,315.14	532,452
投資純利益	1,032,581.69	81,533
投資有価証券の売却にかかる実現純利益 (注13)	103,582.00	8,179
為替予約契約にかかる実現純損失 (注13)	(545.97)	(43)
その他の資産および負債の為替換算にかかる実現純利益	53.66	4
	103,089.69	8,140
以下にかかる未実現純評価損の変動:		
投資有価証券 (注13)	(1,074,948.00)	(84,878)
為替予約契約 (注13)	(0.56)	(0)
	(1,074,948.56)	(84,878)
買戻し	(823,540.00)	(65,027)
	(823,540.00)	(65,027)
期末現在純資産	5,980,497.96	472,220

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

コクサイーMUGCトラストー
単位型 db Xーウィントン・パフォーマンス連動ファンド1110 (豪ドル建) (償還済)
受益証券口数の変動

2018年10月31日 (償還日) に終了した年度
口

期首現在発行済受益証券口数	57,300
発行受益証券口数	—
買戻受益証券口数	(6,900)
期末現在受益証券口数	50,400

コクサイーMUGCトラストー
単位型 db Xーウィントン・パフォーマンス連動ファンド1110 (豪ドル建) (償還済)
統計情報

	2018年10月31日 (償還日) に終了した年度		2017年10月31日に終了した年度	
	期末現在1口当たり純資産価格 (豪ドルで表示)	118.66 豪ドル	9,369 円	117.68 豪ドル
純資産価額 (豪ドルで表示)	5,980,497.96 豪ドル	472,220 千円	6,743,315.14 豪ドル	532,452 千円

2016年10月31日に終了した年度

期末現在1口当たり純資産価格 (豪ドルで表示)	116.71 豪ドル	9,215 円
純資産価額 (豪ドルで表示)	8,496,381.15 豪ドル	670,874 千円

コクサイーMUGCトラスト
財務書類に対する注記
2018年10月31日（償還日）に終了した年度

注1 概要

コクサイーMUGCトラスト（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社により締結された2011年7月29日付の信託証書（随時補完または修正済）により、ケイマン諸島の信託法に基づき設立されたオープン・エンド型のアンブレラ型免除ユニット・トラストである。ファンドは、2011年8月3日付でミューチュアル・ファンド法に基づき登録された。

本財務書類は以下のサブ・ファンドのみに関するものである。

単位型 d b X-ウィントン・パフォーマンス連動ファンド1110（豪ドル建）

単一のクラス受益証券が発行済である。

サブ・ファンドの投資目的は、当該債券満期日（2021年10月5日）において発行価格の104.2%を確保しつつ、受益者に対して、参照指数のパフォーマンスに連動するリターンを提供することにより、サブ・ファンドの資産の中長期的成長を目指すことである。参照指数は、ボラティリティ調整の仕組みを有しつつ、ウィントン・キャピタル・マネジメント・リミテッド（以下「ウィントン社」または「投資助言会社」という。）が投資助言会社を務める d b X-ウィントン C T A 5 ファンドのパフォーマンスを反映して価格が決定される想定上の口座である。サブ・ファンドは、当該目的を達成するために、その資産の実質的にすべてを、2018年満期のドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイにより発行されるパフォーマンス・リンク債（以下「本債券」という。）に投資する。本債券は、d b X-C T A 5 ファンド・ボラティリティ・コントロール・ポートフォリオの受益証券への想定上の投資および現金の勘定により構成される合成指数（ボラティリティ・コントロール指数）に連動している。本債券は、豪ドル建である。サブ・ファンドは、ドイツ銀行ロンドン支店から本債券を取得する。本債券は、固定利付証券である。

注2 資本

受益証券の申込み

申込単位は、300口以上100口単位である。

当初発行価格は、受益証券1口当たり100豪ドルである。

受益証券の買戻し

受益証券の買戻価格は、関連する買戻請求が受諾された申込締切日に関係する取引日現在の受益証券1口当たり純資産価格である。買戻請求は100口単位で行われなければならない。

分配

単位型 d b X-ウィントン・パフォーマンス連動ファンド1110（豪ドル建）については、分配は行われない。

注3 重要な会計方針の概要

本財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に適用ある、一般に認められた会計原則に従って表記されている。

単位型 d b X-ウィントン・パフォーマンス連動ファンド1110（豪ドル建）については、サブ・ファンドは、今年度の受託会社の承認により、2018年10月31日（償還日）に終了した。総額110,633.26豪ドルにおよぶ清算費用引当金は、財務諸表において個々の関連項目として会計処理された。

2018年10月31日（償還日）現在、ファンドの財務書類は、以下に記載されたとおりに作成されている。

投資有価証券およびデリバティブの評価

- (i) 額面価格で取得された預金証書およびその他の預金は、その元本金額に、取得日からの経過利息を加えた金額で評価される。
- (ii) ディスカウントまたはプレミアム付の価格で取得された預金証書は、これらに関する通常の取引慣行に基づき評価される。
- (iii) 宣言されまたは既に発生しかつ未受領の前払費用、現金配当および利息の価値は、その全額とみなされる。ただし、管理会社がかかる費用等が全額支払われまたは受領される可能性が低いと判断する場合にはこの限りでない。かかる場合、これらの価値は、その真の価値を反映するため、管理会社が適切と考えるディスカウントを行った上で決定される。
- (iv) 未上場有価証券は、投資顧問会社が適切であると判断する要因（同一または類似の有価証券の直近の取引およびブローカー・ディーラーまたは公認の値付業者から入手した評価情報を含む。）を考慮した上で、投資顧問会社により誠実に決定される公正な市場価格で評価される。
- (v) 利付有価証券に発生した一切の利息（ただし、かかる利息が当該有価証券の元本額に含まれている場合を除く。）。
- (vi) 前記の評価方法にかかわらず、何らの評価方法も定められていない場合、または管理会社が当該評価方法が実行可能または適切ではないと考える場合、管理事務代行会社は、投資顧問会社と協議の上、かかる状況において公平であると管理会社が考える評価方法を誠実に使用する権利を有する。

有価証券の売却にかかる実現純利益／（損失）

有価証券の売却にかかる実現純利益／（損失）は、売却有価証券の平均取得原価に基づいて計算される。

為替換算

本財務書類は、豪ドルで表示されている。豪ドル以外の通貨で表示される銀行勘定、投資有価証券およびその他の資産または負債は、期末現在の適用される実勢為替レートで対応する通貨に換算される。

豪ドル以外の通貨の受取配当金は、配当落ち日の実勢為替レートを使用して会計処理される。

豪ドル以外の通貨で表示されるその他の収益および費用は、取引日の適用される実勢為替レートで米ドルまたは豪ドルに換算される。

実現為替損益および未実現為替損益の変動の結果は、運用計算書に計上される。

2018年10月31日（償還日）現在、適用される為替レートは以下の通りである。

1 豪ドル	=	79.985981	円
1 豪ドル	=	0.708750	米ドル

投資有価証券の取得原価

豪ドル以外の通貨で表示される投資有価証券の取得原価は、取引日の適用される為替レートで豪ドルに換算される。

投資収益

受取利息は、発生基準で認識される。

為替予約契約

未決済の為替予約契約から生じる未実現評価損益は、当該日に適用される為替予約価格に基づき、評価日に決定され、純資産計算書に計上される。

為替予約契約から生じる実現損益は、運用計算書に認識される。

注4 税金

ケイマン諸島には、現行法規制の下、所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税その他の税がない。受託会社は、ファンドのために、ケイマン諸島の信託法に基づき、ケイマン諸島内閣長官に対し、2011年7月29日（ファンドの設定日）から50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、ファンドに発生した利益もしくはファンドに保有される資産に対し、または当該利益または資産に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の約定を申請しており、これを取得している。

注5 管理事務代行報酬および保管報酬

管理事務代行会社は、サブ・ファンドの発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

保管会社は、英文目論見書に記載されるように、合意済の取引手数料の支払を受領する権利を有し、サブ・ファンドの資産から適切な裏付けのある立替費用の払戻しを受ける。

注6 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注7 販売報酬

販売会社は、サブ・ファンドの発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.35%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注8 投資顧問報酬

投資顧問会社は、サブ・ファンドの発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.14%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注9 管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.02%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いされる。

注10 副管理報酬

副管理会社は、サブ・ファンドの発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.02%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎週発生し、四半期毎に後払いされる。

注11 受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの発行済受益証券の発行価格の総額の年率0.01%の報酬（ただし、最低年間受託報酬を5,000米ドルとする。）を受領する権利を有する。かかる報酬は、毎日発生し、毎月後払いされる。

注12 ポートフォリオの変動

2018年10月31日（償還日）に終了した年度におけるポートフォリオの変動の詳細な明細表は、ファンドの管理会社の登記上の事務所に請求することにより、無料で入手できる。

注13 実現損益および未実現純評価損益の変動

単位型 d b X-ウィントン・パフォーマンス連動ファンド1110 (豪ドル建) (償還済)

2018年10月31日 (償還日) に終了した年度における実現評価損益は、以下の通り分析することができる。

	豪ドル
投資有価証券売却にかかる実現利益	103,582.00
投資有価証券売却にかかる実現損失	—
投資有価証券売却に係る純実現損益	103,582.00
為替予約契約にかかる実現利益	59.88
為替予約契約にかかる実現損失	(605.85)
為替予約契約にかかる純実現損益	(545.97)

2018年10月31日 (償還日) に終了した年度における未実現評価損益の変動は、以下の通り分析することができる。

	2017年10月31日 (豪ドル)	2018年10月31日 (償還日) (豪ドル)	未実現評価損益の変動 2018年10月31日 (償還日) (豪ドル)
投資有価証券にかかる未実現評価損益の変動			
未実現評価利益	1,074,948.00	—	(1,074,948.00)
未実現評価損失	—	—	—
未実現純評価損益	1,074,948.00	—	(1,074,948.00)
為替予約契約に関する未実現純評価損益の変動			
未実現評価利益	0.56	—	(0.56)
未実現評価損失	—	—	—
未実現純評価損益	0.56	—	(0.56)

注14 後発事象

2018年11月20日、d b X-ウィントン連動ファンド1110 (豪ドル建) に関する総額5,980,497.96豪ドルの償還時純資産が受益者に分配された。

V. 投資信託財産運用総括表

信託期間	投資信託当初払込日	2011年10月5日		投資信託契約終了時の状況	
	投資信託契約終了日	2018年10月31日		資産総額	6,067,144.28豪ドル
区分	投資信託当初払込時	投資信託契約終了日	差引増減	負債総額	86,646.32豪ドル
				純資産価額	5,980,497.96豪ドル
受益権口数	1,024,100口	50,400口	△973,700口	受益権口数	50,400口
元本額 (純資産価額)	102,410,000.00豪ドル	5,980,497.96豪ドル	△96,429,502.04豪ドル	1口当たり 償還金	118.66豪ドル

毎計算期末の状況

計算期	元本額 (期初純資産価額) (豪ドル)	純資産価額 (豪ドル)	1口当たり 純資産価格 (豪ドル)	1口当たり分配金	
				金額 (豪ドル)	分配率 (%)
第1期	102,410,000.00	61,387,006.12	93.55	—	—
第2期	61,387,006.12	22,559,638.06	98.99	—	—
第3期	22,559,638.06	13,944,931.06	108.02	—	—
第4期	13,944,931.06	11,335,071.42	115.08	—	—
第5期	11,335,071.42	8,496,381.15	116.71	—	—
第6期	8,496,381.15	6,743,315.14	117.68	—	—
第7期	6,743,315.14	5,980,497.96	118.66	—	—
信託期間中1口当たり総収益金及び年平均収益率				18.66	2.66%

VI. お知らせ

サブ・ファンドは、設定時からの予定通り、2018年2月28日に終了しました。償還金は、日本における販売会社を通じて2018年11月26日に受益者のみなさまにお支払いしました。